

部分払を行う建設工事等の範囲について

令和7年3月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

建設工事等の部分払に関する規程を一部改正し、下記のとおり部分払いを対象とする建設工事等を明確にし、令和7年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

(改正後の規程はホームページ「入札・契約」→「各種要領」→「契約事務関係」にあります。)

記

○部分払いの対象範囲

改正前	改正後
建設工事及び委託業務	建設工事及び工事に係る設計、測量、技術資料作成及び地質調査の委託業務